

お客様各位

令和 8 年 4 月 1 日
岩手産業文化センター
館長 大友 宏司

令和 8 年度グラウンドゴルフ貸し切り利用について

平素より当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。
近年、熊の出没に伴う人身被害が多数発生している状況を踏まえ、第二屋外展示場（グラウンドゴルフ場）の使用許可申請をされたお客様に対し、産業文化センター条例第 2 条第 3 項「指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる」に基づき、下記のとおり使用許可条件を付することといたしました。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、安全確保のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

◆ 使用許可に付す条件

① 予約の取消しについて

近隣（半径 2km 程度）で熊の出没または目撃情報が確認された場合、安全確保のためその日から 1 カ月間グラウンドゴルフ場を閉鎖いたします。
これに伴い、予約は取消されプレーは出来なくなります。

② 料金の支払いについて

熊の出没状況により開催が不確定であるため、施設利用料金は開催当日に現金で支払うこととします。

以上